

定期代の  
30%!

## 高校生通学定期券購入費補助金申請について

町内から通学する高校生の定期代を補助することにより、経済的負担を軽減し、子育て環境の向上を図るための補助金制度です。



### ◇補助対象者◇

○御宿町に住所を有し、かつ、鉄道（特急券及び新幹線定期券を除く。）及び路線バスを利用し、町内から通学する高校生※またはその保護者。（他の助成を受けている場合や町税に滞納がある場合等は対象外となります。）

※高校生・・・学校教育法に基づく高等学校、特別支援学校（高等部に限る。）高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校（高等課程に限る。）に通学する方。



### ◇補助金額・補助期間◇

○高校生が町内から通学する高校等までの区間の公共交通の通学定期券購入金額の30%。

○令和7年4月1日以降に有効な定期券とし、高校在学期間を限度とします。

※有効期間が在学期間を超える定期券は、適用期間を日割りで算出します。

○紛失等により定期券を再購入したときは、重複する期間は除きます。

### ◇補助金申請方法◇

以下の書類を、役場2階保健福祉課福祉こども班に提出してください。なお、重複した申請はできません。

① 「高校生通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書」

② 「通学定期券」の写し（オンライン申請でも必要）

※モバイル Suica やモバイル PASMO を利用した定期券の場合、定期券の写しに代えて、利用者氏名、利用区間、利用期間、購入金額が分かる画面（例：モバイル定期券の画面など）または利用者氏名（購入者氏名）、利用区間、利用期間、購入金額が分かる領収書画面を印刷したもの

③ 「学生証又は在学証明証等」の写し（オンライン申請でも必要）

④ 「申請者名義の預金通帳」の写し（オンライン申請でも必要）

※申請可能期間は、定期券を購入した日から6ヶ月以内です。

※ICカードタイプの定期券をお持ちの方で定期の有効期限後に申請いただく場合は、次の期間の定期券を購入する前に必ず定期の写しをとっておいてください。

申請書は、保健福祉課福祉・こども班又は町ホームページからダウンロードできます。

詳細については、町ホームページ <https://www.town.onjuku.chiba.jp/sub3/1/28.html> をご覧ください。

### ◇ちば電子申請サービス◇

オンライン申請は、下記 **QRコードよりアクセス** してください。



#### 【お問い合わせ】

御宿町役場 保健福祉課 福祉・こども班

電話番号：0470-68-6717（FAX：0470-68-7182）